特集●どうなる世界、どうする日本

権力の暴走――橋下教育改革の悪夢

「政治」支配に抗し、教育の中立性を守れ

ジャーナリスト　池田 知隆

- 「踏み絵」としての「君が代」条例
- 「恫喝」による教育支配
- 新自由主義的教育観の破綻
- 大阪は日本の縮図
- 地域の教育力をいかに再生させるか
- 消費者主義を超えて、教育自治を

あきれかえっているうちに恐ろしくなった。「君が代斉唱で口元チェック」という新聞記事を目にしたからだ。三月二日の大阪府立和泉高校の卒業式で、国歌斉唱の際、教職員が本当に歌っているかどうか、校長が口の動きをチェックするように指示したというのだ。権力がどんどん暴走し、その歯止めが効かなくなっている。

「踏み絵」としての「君が代」条例

卒業式には教職員約六〇人が出席し、教頭らが起立状況に加えて口の動きをチェック。全員が起立していたが、このうち三人が口が動いていないとして個別に校長室に呼ばれ、一人が「歌わなかった」と認めたため府教育委員会が処分を検討しているという。同校の中原徹校長は橋下徹・大阪市長の友人の弁護士で、橋下市長が府知事時代に民間人校長として採用された。中原校長から報告を受けた橋下市長は「これが服務規律を徹底するマネジメントの一例だ。ここまで徹底しなくてはならない」と絶賛した。

中原校長は式典の最中、教職員の口元確認が気になり、卒業生を祝う余裕もなかったかもしれない。生徒たちにも国旗国歌問題について「上にたてつくと、こうなるぞ」と暗に威圧感を与えることになった。これでは卒業を祝うど

ころか、教職員だけでなく、生徒も不快にさせ、祝賀ムードに水をさすパワーハラスメントではないか。学校が息苦しい監視社会になっていることを感じさせる。

橋下市長はどうしてそこまで「君が代起立斉唱」にこだわるのか。伝統的な日本精神を尊重するような国家観の持ち主とは思えない。ただ大阪府知事だった昨年三月、自分が住む大阪府豊中市の教師が君が代不起立で処分されるニュースが流れると、「こんなの許せない」式の激しく感情を爆発させた。それをきっかけに同六月に大阪府議会で「君が代起立斉唱」条例を提案、可決させた。中西正人府教育長も府議会本会議で「条例による義務付けは必要ない」と強調していたが、橋下氏は「職務命令の順守の問題だ」として押し切った。

そして大阪市長になった橋下氏は大阪市議会でも「君が代起立斉唱」条例案を提案した。市教委は条例制定を不要としていたが、橋下市長は「市の意思を明確にする意義がある」と主張。先の府議会では公明、自民、民主、共産が反対したが、今回は橋下人気の勢いにのまれ、次期衆院選で維新の会と選挙協力を模索する公明と自民が合意し、二月末に条例案は可決した。「そこのけ、そこのけ、橋下が通る」といわんばかりの空気が庁内に漂っている。

「選挙では国民に大きな方向性を示して訴える。ある種の白紙委任なんですよ」（二〇一二年二月一二日朝日）。

新聞のインタビューでそう答える橋下市長は、選挙で民意を得られたことで「白紙委任（＝全権委任）された」と豪語する。「君が代起立斉唱」をあえて条例（ルール）化し、「そのルールを守れ」と教職員支配の道具に活用している。自らの教育観に反対する人たちは「君が代起立に反対しながら公務員の地位にしがみつき、高給をとる傲慢な教員」と同様の存在としてイメージ操作を図っている。そうして徹底的にバッシングすることで自らの価値観に合わない教職員を現場から排除し、教育の現状に不満をもつ人たちの憂さを晴らしながら自らの支持につなげている。

「国旗・国歌については強要しない」というのが国旗国歌法成立時の政府見解だった。だから、義務や罰則はない。愛国心の涵養という目的をすると、強要は効果がないばかりか逆効果だ。しかし、橋下氏は自ら強引にルール（条例）をつくり、それによって教育現場に政治的な圧力をかけている。極めて危険な政治手法と言わざるをえない。

「恫喝」による教育支配

この条例に違反した教職員を処分するために提出されたのが教育基本条例案だ。だから処分関連事項が条文の約半

分を占め、当初、処分三回で免職という過酷な規定が盛り込まれていた。

しかし今年一月、最高裁は、「日の丸・君が代」不起立の元教員に対する東京都の停職処分について「(減給以上の処分)は行き過ぎで違法、職権濫用」との判断を下した。その理由として、(1)「日の丸・君が代」問題は、個人の世界観・歴史観・教育上の信念に関わる問題であり、セクハラや体罰とは違う(2)学校の式典は年二回であり、二年で教壇に立てなくなるのは重過ぎる――とした。裁判官の一人は「精神的自由にかかわるものとして憲法上保護されなければならない」とする意見を付したが、それは多分に大阪の動きを意識したものとも受け取れる。

さすがに維新の会もこの最高裁の判決を無視できない。条例案の規定を修正し、一回の不起立処分で「指導研修」を課し、「不起立」を反省しなければ「分限処分」に持ち込むことにした。橋下市長も「起立して歌わない教員は市民への挑戦と受け止める」と厳しい姿勢を崩さない。

この一連の動きをみると、橋下市長や維新の会は、人間という存在への感性や想像力が欠けている。人間の精神にとって最も大切なものは「内心の自由」にほかならない。特に教育の場においてそれは単なる「職務違反」的な問題にすり替えられるものではないはずだ。

さらに教育基本条例は、教育と教育行政の原理と制度を根本的に転換するものになっていた。その内容は、(1)知事による教育目標の設定 (2)学校経営への貢献度を基準とする人事評価(相対評価)と二年連続D評価(下位五%)による分限免職 (3)民間人校長の公募 (4)三年連続定員割れの府立学校の統廃合 (5)グローバル人材の育成――などで、教育現場で「競争原理」を徹底させている。首長が決定した教育目標は、教育委員、校長そして教員と、完全な上意下達のシステムを通じて末端に押しつけられ、教育委員の罷免も規定されている。校長の発する職務命令は絶対で、それは知事の意思を伝える命令に他ならない。

昨年八月、維新の会が条例案を公表した際、府教委は反発し、可決成立すれば、教育委員は総辞職すると表明した。しかし、ダブル選挙後、府教育委員は総辞職か修正協議かの選択が迫られ、「国の法令に違反しない条例案」の作成に着手した。その結果、修正案として示された「教育行政基本条例案」と「府立学校条例案」は原案同様、政治による教育支配が貫かれている。「首長による目標設定」というあからさまな政治介入を「首長は教育委員会と協議して教育振興基本計画を作成」という形でやわらかく包んでいるが、橋下市長が「満額回答」という内容だ。

日本の教育は、天皇制軍国主義につながる戦前の教育シ

ステムへの反省から、教育に対する政治と行政の「不当な支配」を禁止した。二〇〇六年に教育基本法が改正された際も教育に対する「不当な支配」の禁止は維持されている。しかし、今回の条例案の策定過程を通して、政治による強引な介入は明確だ。維新の会は、衆院選向けの公約「維新八策」に教育委員制度廃止を実質的に先取りした教育改革案を盛り込んでいる。

条例案は三月二三日、府議会で可決され、市議会では審議不十分で継続審議になった。橋下人気にあやかって国や各地の政治家たちがこれを模倣していけば、日本の公教育は破壊され、教育は荒廃の一途をたどりかねない。

新自由主義的教育観の破綻

この教育基本条例の理念そのものは決して目新しいものではない。「グローバル時代に十分に対応できる人材育成」に向けて「選択の自由」「競争原理」そして「自己責任」を求める新自由主義教育観に貫かれている。それは「教育こそが将来の国の競争力を高める」と大胆な競争主義を導入したイギリスのサッチャー改革、二〇〇二年にブッシュ米国大統領が打ち出した「落ちこぼれゼロ法」（ＮＣＬＢ＝No Child Left Behind法）を後追いしている。

米国はこの「落ちこぼれゼロ法」によって公立学校の教育水準を底上げしようと、全米で小学四年生と中学二年生に数学と国語の一斉の全米学力テストを義務付けた。そのテストの結果は、インターネット上で公表し、学校間の競争を促し、生徒はより良い学校に転校できる権利が認められた。そして成績が上がらない学校は、教員を入れ替えたり、廃校になったりした。

今年一月、毎日放送が特集番組でワシントンＤＣとニューヨークにおける「一〇年後の現状」を紹介していたが、一時的には学校の雰囲気は変わり、学力は向上した面もあったものの、一〇年経ってみると、学校のリストラや教員の整理解雇に重点がシフトし、教員不足から教育環境が悪くなっていた。その結果、逆に学力低下を招いている面もあるという。同法制定にかかわった教育学者、ダイアン・ラヴィッチ・ニューヨーク市立大学教授は大阪の条例案の英訳を読み、「罰・罰・罰」という印象で、「自分が教員なら、ここから逃げ出す」とコメントしていた。

そして米国の教育改革の結果について、ラビッチ教授は「学校のランクつけは下位の子の自尊心を傷つけ、やる気を失わせた」「テストのための教育が広がり、かえって自分で考える力を失わせてしまった」などをあげ、「競争による学校や教員の淘汰は行き詰まる。それがアメリカの教訓で

す」という（二〇一二年三月四日朝日）。

この市場型教育改革のそもそもの始まりは一九八三年、レーガン大統領政権のときのレポート「危機に立つ国家」だといわれる。アメリカの学生の学力低下と教育の質の低さを指摘し、世界市場における国家失墜の危機を訴えるもので、それをきっかけに市場原理に基づき規制緩和、民営化などの経済的観点から教育改革が実施された。チャータースクールやバウチャーなどの学校選択制、教員の能力給制度、少人数学級制などが導入されたのだ。国の競争力向上のために生徒の学力を伸ばすことを目的とした施策は、最終的には成果を測るためにテストの点数に依存せざるを得ない。ひいては教育というものを経済的な視点からだけとらえ、とても薄っぺらいものにしてしまったという。

大阪市内で二月二六日に開かれた「教育基本条例推進のタウンミーティング」で松井一郎大阪府知事と並んで壇上にあがったのは、安部晋三元首相と新自由主義改革を推進している「日本教育再生機構」の八木秀次理事長の二人。その条例案の思想的な源流は明らかだ。安部元首相らは、「愛国心」や「道徳教育」をめぐる教育基本法改正の影響が各地域に十分に広がっていない現状から「（維新の会の）創造的破壊力に賭けるしかない」と強調。橋下氏ものちに「維新八策」を通して「教育では安倍政権の教育再生と同じことを進めようとしている」と説明した。

サッチャー改革もブッシュの「落ちこぼれゼロ法」も、元をただせば、一九七〇年代末に世界一の教育水準を達した日本の教育に追いつけとばかりに始まったともいえなくもない。新自由主義的教育観が破綻し、歪みが出ているにもかかわらず、いま、大阪で何周遅れかでそれを推進しようとしている。まさに時代錯誤というべきではないか。

大阪は日本の縮図

大阪は、経済格差が拡大、深刻化している日本の縮図ともいえる。学力をどう考えるかは人それぞれの見方があるが、文部科学省の全国学力テストによると、一九六四年に大阪府は全国六位（小学校六年、国語）だったが、二〇〇八年には四五位（同）となり、最下位クラスを低迷している。この四〇年余、大阪の子どもたちの学力の落ち込みは、現実としてしっかりと受け止めなければいけない。

特に気になるのは、無回答（白紙提出）の割合が高く、学びから逃げている子どもたちの多さだ。加えて自己肯定感の低さも目を引き、子どもたちが教師や親から認められる機会が少ないことが浮かび上がってくる。その原因として離婚率の高さ、持ち家率の低さ、朝食を食べてこない子の

多さなどがあげられ、教育社会学者たちは子どもたちをめぐる厳しい生活環境との関連を指摘している。

さらに一方の教師たちは疲れきっている。大阪市内の教師の休職率は全国平均の二倍。さらにそのうちの精神疾患率は、全国平均の三倍にも及ぶ。たまたまテレビ番組「朝まで生テレビ」で同席した橋下市長にこのデータを提示すると、橋下市長はすぐさま「市職員の病気休職制度の全面見直し」を打ち出した。「この（病気休職）制度を悪用しようものなら、税の詐取だ。分限免職を適用していく」と、休職申請時にどの医師からどんな診断書が出されたのか、精査するように指示したという。教師の休職率が高いのは、それだけ税金をもらってサボろうとしている先生が多いと捉え、管理をさらに強化していく橋下市長の感覚に驚かされる。公務員への不信感は徹底している。

しかし、大阪の子どもたちの学力低迷を招いた責任を教師だけに押し付けるのは酷な話だ。さらに教師たちをアメとムチで追い立てれば、改善に向かうものでもない。子どもたちの学力を上げるには、まずは教師のモチベーション、子どもの「学び」への意欲を高めなくてはいけないはずだ。それには学校に「のびやか」な空気を取り戻し、教員を増員して、子どもたちの生活支援に粘り強く取り組まなくてはならない。

地域の教育力をいかに再生させるか

大阪の教育に対する住民の不満の高まりを受け、橋下市長が「住民主体の学校づくり」を掲げるのは当然でもある。その論理は簡単で、その民意を教育行政に反映させていくことにつきるが、その民意の”反映“が民意の”圧力“にすり替わる危険性に注意しなくてはならない。

「（民意から離れた）教育委員会制度も一から作り直さなければなりませんよ。これは官僚では無理。政治でやるしかない」。

教育行政が制度疲労しているという橋下市長の指摘に共感できることも少なくない。私自身、二〇一一年二月まで四年間、大阪市教育委員を務め、形骸化している教育委員会制度の実態や矛盾を痛感させられてきたからだ。合議制の教育委員会が決定して事務局に指示する建前だが、非常勤の教育委員が月二、三回程度の会議で教育行政に十分に目配りできるはずはない。結局、事務局から出された事柄を追認することになりがちだ。

では、教育委員会制度をどうすればいいのか。まずは教育委員を常勤化し、その教育委員は学校現場を丁寧に回って住民の要望を受け止める。夜間の教育委員会議を開いて住民に公開し、「開かれた運営」に努め、教育委員会の一層の活性化を図るべきだと思う。しかし、制度そのものを廃止し、政

治による直接的な介入の道を開くことには同意できない。

政治家は、目先の政治的成果を求めがちで、性急な教育改革は「制度を変えた」という実績として選挙に利用されかねない。首長が変わるたびに教育目標がころころ変わるような制度のもとで、子どもを育てることは許されない。教育施策は、多くの教育実践や検証を踏まえて生まれるもので、地に足が着かない教育論は子どもたちを不幸にする。教育の政治的中立性を守るうえで"緩衝的存在"として教育委員会制度（合議制）は維持したほうがいい。

また条例案では、民意を学校に反映するために「学校協議会」が設置され、その委員に学校の評価、教員の授業の評価を求めている。原案にあった教員を相対評価してD評価（下位五％）が二年続けば、分限免職の対象になる項目は修正案で削られ、その代わりに住民からの「教師の不適格性を申し立てる権利」を認めている。

学校運営で親が発言できるのはあたりまえのこと。ただここ数十年、親の権利意識が拡大し子どもへの期待が増加する一方、教師への尊敬、信頼感が低下し、学校をめぐる環境は大きく変化している。条例案には、住民が教師を評価し、ときには排除できるという意味合いを含ませているが、学校をめぐって本来、教師と生徒、保護者を「分断・敵対」関係を前提に考えるべきではない。いうまでもないことだが、互いに「連帯」し、協力しあう関係によって学校の運営を図らなくてはならない。

消費者主義を超えて、教育自治を

橋下市長の支持率は七〇％に達しているという（二月二一日朝日新聞・朝日放送合同調査）。稀代のトリックスター（道化師）として登場し、「うっぷん晴らし」を求める時代の情念を吸収してモンスターと化した橋下市長。生活の苦しさや子どもの教育などをめぐって悩み、怒り、なんとかしてほしいと感じている多くの人々にとって、橋下市長はあたかもそれらを解決してくれる「救世主」のようだ。「君が代起立斉唱」の強制を主張する橋下市長を支持する人たちの心情はいったいどのようなものなのか。それを明らかにしなければ、橋下批判も届かないし、現実を変える力になりえない。

人は、貧困な状態におかれるほど、自信を失っていく。いろんなことを達成していく力も意欲もなくなる。そんな人たちが一番てっとり早く自信の持つために「自分は日本人である」ことを自慢の種にしがちだ。多くの人は日本国籍をもつ親のもとに生まれ、何の苦労もなく日本人となれる。だが、そうでない人は、どんなに努力しても、なかな

か日本人にはなれない。そんな貧困化し、孤立した人たちが「日本の公務員ならルールを守れ」という橋下市長の主張に同意し、熱狂していくうちに、社会全体にナショナリスティックな空気が満ちていく。「橋下現象」といわれている状況そのものが大阪の危機であり、日本の危機であり、教育の悪夢でもある。大阪の教育条例が制定されれば、学校の管理・統制が強化され、学校からますます「伸びやかな」空気が失われていきかねない。

今後の改革の方向を探るとき、「テストで評価し、教員へ罰を与える」などの一般受けを狙うのではなく、「教育の底上げ」という地道な方策を選ぶべきだろう。本当の教育の活力の源泉は、「勉強がわかる、そして自信を持ち、喜び、感動する」内面のドラマを大切にするところにある。そのために教育はまず、管理・統制によらず、教師たちの主体性やチームワーク、自治意識をもとに、相互研鑽を重ねていくことがもっと重視されなければならない。

こういうと、教師不信に満ちた橋下市長は「そんな教育にだれが責任をとるのか」と反論してくるだろう。学力テストの成績公開、学校選択の自由による市場原理に合理性の根拠を見出しているからだ。しかし、学校は教育サービス機関で、「教育＝商品」とみなし、消費者としての親の欲求に応えていく方向では、アメリカの例で見られるように公教育は崩壊しかねない。

個人主義が貫かれている欧米とは異なり、日本には地域社会、共同性に根差した独自の学校文化がある。「3・11」以後、どんな社会を形成していくべきなのか。経済格差にもとづく子どもたちの貧困にどう取り組んでいくのか。競争に勝てる人間になり、貧しさから抜け出そうとするだけの狭い教育観によって、そのような難問は解けないはずだ。これからの公教育は、消費者主義や個人主義的な価値観を超えて、「新たな公共性」を探りながら、社会形成の礎を築いていくうえで欠かせないものだ。

いまは、なによりも教育の現状に不満をもつ人びとを突き放すのではなく、顔をつきあわせ、対話をすることが求められている。住民のさまざまな思いを受け止め、教師たちがさまざまな努力をしているとの共感が得られたとき、多くの市民たちが味方になってくるはずだ。大事なことは、単に橋下批判にとどまらず、この国をどのような教育をとおして夢と希望に満ちた国にしていくのか。それを徹底して考え、提案していくことである。

いけだ・ともたか
一九四九年熊本県生まれ。早稲田大学政経学部卒。七三年毎日新聞社入社。阪神支局、大阪社会部、京都支局、学芸部副部長、社会部編集委員などを経て論説委員（大阪在勤）。余録など担当。現在、関西大学、同志社女子大学非常勤講師、NPO「関西芸術文化振興会」理事。二〇〇八年一一月から一〇年一一月まで大阪市教育委員会委員長を務める。